

○厚生労働省告示第三百九十三号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である株式会社島津テクノリサーチについて、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十四年四月三十日をもってその住所を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年六月十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

変更前の住所

京都府京都市中京区西ノ京三条坊町二番地の二三

変更後の住所

京都府京都市中京区西ノ京下合町一番地